

尼崎市譲渡会開催支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 尼崎市譲渡会開催支援助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱に定める助成金の交付は、動物愛護団体等が兵庫県内、大阪府内で開催する動物の譲渡会会場の賃借費用等を助成することにより、譲渡にかかる金銭的な負担を軽減し、譲渡の促進につなげることで、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において用いる用語は、次の各号に規定するものについては、それぞれ当該各号の意義に従うものとする。

- (1) 動物愛護団体等 動物の愛護推進活動を実施している団体若しくは個人をいう。
- (2) 譲渡会 動物愛護団体等が譲渡を目的とし保護若しくは本市から団体譲渡を受けた動物について新たな飼い主を募集し、飼育希望者に譲渡するために開催する会をいう。
- (3) 申請書 様式第1号に規定する尼崎市譲渡会開催支援助成金交付申請書をいう。
- (4) 報告書 様式第2号に規定する尼崎市譲渡会開催譲渡関係書をいう。
- (5) 交付審査結果通知書 様式第3号に規定する尼崎市譲渡会開催支援助成金交付審査結果通知書をいう。
- (6) 請求書 様式第4号に規定する尼崎市譲渡会開催支援助成金請求書をいう。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、尼崎市内に活動拠点を有する動物愛護団体等とする。

(助成金の対象及び額等)

第5条 助成金の対象となる譲渡会は、兵庫県内、大阪府内で開催する譲渡会とし、助成対象は会場の賃借費用及び譲渡会の実施に係る印刷製本費とする。

2 市長は、譲渡会1回の開催につき市内で保護した動物数10頭以上は60,000円を、5頭以上10頭未満は30,000円を、5頭未満は10,000円を上限に、別表1に定める対象経費に補助率（ア）と補助率（イ）と補助率（ウ）を乗じて得た額に、譲渡会の実施に係る印刷製本費は20,000円を上限額とし、補助率（エ）と補助率（オ）を乗じて得た額を加算した額を、当該年度の予算の範囲内で交付する。

3 助成金の交付回数は、同一団体等につき1会計年度中15回を限度とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、市長に対し、申請書に報告書、会場図面、譲渡会の開催広報物、譲渡会の実施状況を確認できる写真及び譲渡会での助成対象費用の領収書等を添えて提出しなければならない。

2 交付申請者による助成金交付申請は、譲渡会の開催日から1年以内に市長が受理したものに限って有効とし、郵送の場合は、消印の日を市長が受理した日として準用する。

(報告)

第7条 市長は、譲渡会が適正に行われたか確認するため、必要に応じて、交付申請者に対し、前条に基づき提出のあった書類以外の書類の提出及び報告を求めることができる。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定により助成金の交付申請を受理したときは、関係職員に当該書類の審査を行わせ、その申請が適正であると認められる場合は、申請書受理後30日以内に交付審査結果通知書の交付をもって交付申請者に通知する。

(助成金の交付決定の取消及び返納)

第9条 市長は、助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返納させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）に規定する第2条第4号、同条第5号及び同条第7号に該当するとき。

(3) 暴力団等の利益となるとき。

(助成金の請求)

第10条 交付決定者は、速やかに請求書により助成金の請求をしなければならない。

(助成金の交付)

第11条 市長は、前条の規定に基づき助成金の請求を受理したときは、適法な請求を受理した日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(調査・立会い等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、関係職員に調査を行わせ、交付決定者に対し、報告、現場立会いを求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱の規定に定めるもののほか、実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第2条及び第5条第1項、第2項は令和6年4月1日以降に開催された譲渡会に適用する。

この要綱は、令和7年9月16日から施行とし、施行の日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。ただし、第2条及び第5条第1項、第2項の印刷製本費については、令和7年4月1日以降に開催された譲渡会に適用する。

別表第 1（第 5 条関係）

対象経費	補助率			上限額
譲渡会の実施に係る会場賃借費	(ア)	(イ)	(ウ)	1 回あたり 10 頭以上は 6 万円、5 頭以上 10 頭未満は 3 万円、5 頭未満は 1 万円 (百円未満は切り捨て)
	譲渡会会場の全体面積のうち申請者が使用する面積割合比率	申請者が使用する面積のうち物販等有償の事業が実施されている面積以外の面積割合比率	申請者が紹介する動物数のうち、尼崎市で保護した動物の紹介数の比率	
譲渡会の実施に係る印刷製本費	(エ)	(オ)		1 回あたり 2 万円 (百円未満は切り捨て)
	開催広報物に記されている譲渡会の開催日のうち申請対象日数の比率	合同開催においては、1 を参加団体数で除して得た比率		